

1 開催日時、場所

日時：令和3年(2021年)2月12日(金) 13時30分～15時30分

場所：Web会議（併用：滋賀県庁北新館5-C会議室）

2 出席委員（五十音順、敬称略）

淡路和則、川崎義明、中塚雅也、平山奈央子、藤田彩夏、藤原正幸、吉原康史

3 議事録【主な質疑応答】

■議事1 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 実施状況の点検

（委員）

事務負担の軽減に向け、組織の広域化は重要な取組みであると考えているが、広域化することにより活動が低下したりすることはないか、また、そうしたときのサポートについてお聞きしたい。

（事務局）

生きもの観察会を例にあげると、広域化されていない場合は企画から実施まですべてを組織ごとに行う必要があるが、広域化した場合は隣接集落や水系単位で、あるいは広域傘下組織全体で実施することが可能となり、地元からも「負担が減り、効率的に活動ができている。」という声を聞いている。また、活動が低下したといった声は聞いている。

（委員）

施策評価における水質保全効果について、活動組織に対するアンケート調査により定性的に把握されているが、定量的な数値も示せば主観と客観が合致しているかどうかを把握できるため、なお良いと考える。

また、今回示された透視度推移グラフについて代かき期、田植え期といった期別に折れ線を作成し年度ごとの推移を示すと分かりやすい。

（事務局）

今後、データの把握や活用方法について参考にさせていただきたい。

また、透視度調査結果については、分かり易く示せるよう工夫してまいりたい。

（委員）

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 実施状況」について点検した結果、特に指摘は無いので、今回説明のあった「取組方針」に基づき事業推進を図っていただきたい。

■議事2 中山間地域等直接支払制度 特認基準の改正について

（委員）

特認基準の改正にあたり、協定農用地の「上流部に位置し」を要件として追加されているが、下流部に位置する農地も今後協定対象とする場合が想定され、「上流部」に限定しなくても良いのではないかと。

(事務局)

ご指摘の意見については、今回の見直しにより追加している「直接又は畦畔、農業用水路と隣接する」という記載で対応できると考えられ、「上流部に位置し」という記載は削除する方向で検討する。

■議事3 中山間地域等直接支払制度 棚田地域振興活動加算について

(委員)

指定地域が増えていくと、全体の補助が下がったりすることはないか。

(事務局)

指定地域が増えると交付金の単価が下がるということはない。

(委員)

令和6年度までの目標として設定されているが、もう少し長期的に見て、例えば10年後はこうなったら良いというイメージを地域が持って、差し当たり令和6年度まではこの数字にしているというように考える方が、農地の長期的保全という意味では良いと考える。

(事務局)

生産性・付加価値の向上で、「令和6年度までに、地区の農地集積率を8%から17%に増加させる」という目標について、地域との協議の中では、令和10年度に35%を目指すのが、差し当たり計画の期限である令和6年度までには17%が現実的、ということで目標を設定している。他の目標も同様に、概ね10年後の地域の姿を話し合う中で、令和6年度までにはこの数字にしようという設定の仕方を行っている。

(委員)

滋賀県の棚田の中で、どの棚田が滋賀県にとって重要な棚田なのかを評価したうえで、県など行政機関が狙いを定めてその地域の活動計画を作成していくという、やり方もあって良いのではないか。ボトムアップだけでなく、評価に基づいて、守るべき棚田のターゲットを定めてやっていく方向性もあって良いと考える。

(事務局)

県では滋賀県棚田地域振興計画を策定しており、その中で、県内のどこにどれだけの棚田があるかの調査を実施している。一方、棚田ボランティアを実施している地域や、ふるさと支え合い事業で棚田を保全していこうという地域もある。上記の調査結果と、棚田保全活動の実施状況とを併せて検討し、保全を図っていく棚田について狙いを定めていくことも考えていきたい。